

7. 地方における大学の存立可能性を考える

田村 秀（長野県立大学 教授）

1 はじめに

中央教育審議会の「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（以下「答申」とする）が2月に出され、この内容を具現化するために様々な検討組織が立ち上がった。

筆者も、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」（以下「検討会議」とする）の委員として議論に加わっている。この会議は、私立大学の振興に向けて、私立大学に期待される役割を明確化し、その役割を果たしていくための具体的な方策等に焦点を当てて検討することを目的として設置されたものである。

答申が出された背景には大きな危機感がある。それは、急速な少子化をはじめとする国内外の諸情勢の急激な変化にほかならない。昨年の出生数は70万人を切ったとされている。これは現在の18歳人口の3分の2ほどである。2024年の大学進学者数は約63万人だったのが、若干の進学率の増を見込んでも、2040年には約17万人減の約46万人となり、現在の定員規模の約73%と大幅に減少することが予測されている。

その影響は大規模の大学よりも中小規模の大学に、大都市部にある大学よりも地方の大学に、そして地域社会により深刻な影響をもたらすと懸念されている。

本稿では、このような状況を踏まえ、地方における大学の存立可能性について、地方¹の大学を取り巻く環境の変化を俯瞰し、答申内容が地方の大学にどのような影響を及ぼすかを考察し、今後の展開について私見を述べるものである。

2 地方における大学を取り巻く環境の変化を読み解く

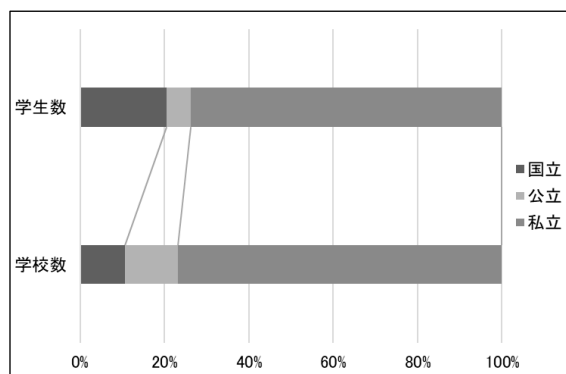
2-1 大学を取り巻く環境の変化

文部科学省の資料によれば、18歳人口は1966年の約249万人をピークに、1992年の約205万人を経て大幅に減少を続けていて、2024年には約

106万人となった。これはピーク時の42.6%に過ぎない。一方、この間の大学進学率は一時期を除いてほぼ右肩上がりに上昇し、大学進学者数も1966年の約29万人から2024年の約63万人と倍以上になっている。

学校基本調査によれば、2024年の学校数は813、私立大学が全体の4分の3を占める624で、公立大学が103²、国立大学が86となっている。学生数³は約295万人、私立大学が約77%となっている。学校数、学生数とも1955年に私立大学が占める割合はそれぞれ53.5%、59.7%と5割台だった。それが1970年頃には7割を超え、現在では私立大学が大多数を占める構成となっている（図1）。

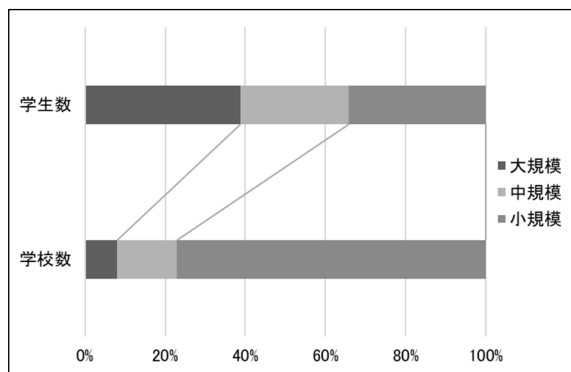
図1 設置者別の学校数と学生数



出典：文部科学省「学校基本調査」（令和6年度版）

大学の規模別⁴でみると、2022年度の学校数では大規模大学が7.9%、中規模大学が14.9%、小規模大学が77.1%と圧倒的に規模の小さな大学が数の上では多くなっている。一方、入学定員数では大規模大学が38.8%と最も多く、小規模大学が34.1%、中規模大学が27.1%となっている（図2）。後ほども触れるように、小規模大学は地方の私立大学に多く、大規模大学は三大都市圏の私立大学で大半が占められている。

図2 規模別の学校数と学生数



出典：検討会議配布資料

2-2 地方における大学を取り巻く環境の変化

三大都市圏に比べると地方では大学の数や収容力も低い。その結果、18歳人口の多くは地方から三大都市圏へ流出し、卒業後に地元に戻る割合も高くないために、20代、30代の層の流出が恒常的に問題視されてきた。

政府統計の総合窓口では、都道府県毎に大学収容力指数⁵と自県内の大学への進学割合⁶が示されている。大学収容力指数は、それぞれの都道府県における大学の収容力を指標化したもので、前年度に卒業した高校生のうちの進学者数を分母としているため、浪人して入学する学生が多かった1980年代から1990年代は全体で150を超えることが恒常化していたが、近年はおおむね120以下となっている。

収容力が100を超えれば、一応自県内の進学者を自県内の大学だけで収容できるという目安となる。指数が示されている中で最も古い1976年度には東京都と京都府が400を超えていた。つまり自県内の前年度進学者の4倍以上の収容力があったということになる。一方、最低の三重県は27.6と自県内の進学者の4分の1強しか収容力がなく、他に和歌山県、滋賀県、静岡県が30を切り、50以下の県も19あった。

その後、高齢化社会への移行を視野に入れた看護系大学の相次ぐ新設や自治体による積極的な私立大学誘致、公立大学設置に関する事実上の規制緩和⁷などによって、地方への大学設置が一定程度進み、その結果、三大都市圏と地方における大学収容力の格差も縮小した。2023年度の大学収容力指数によれば、最大は京都府の238.1、最小は三重県の45.3と以前に比べると

と差は縮まったが、それでも5倍以上の開きがある。

自県内の大学への進学割合についてみると、1980年度は滋賀県が7.7%と最も低かった。これは滋賀県の高校卒業生で大学進学した者のうち、滋賀県内の大学に入学したのが13人に1人しかいなかった計算になる。また、25%以下が31県と約3分の2の県で4人に3人以上が県外大学に進学していた。この状況は長らく変わらなかったが、近年は若干改善され、2023年度の最低は奈良県の15%、25%以下の県は17となった。ちなみに最も高かったのは愛知県の72.1%で東京都、北海道の順だった。

このほか、大学進学率についても三大都市圏と地方では開きがある。2024年度の新卒者における4年制大学の進学率は東京都が73%、京都府が71%、三大都市圏の都府県はすべて60%を超えていて、このほか、広島県が63%、奈良県が62%となっていた。一方、最も低いのは鹿児島県の38%、東京都の半分強に過ぎず、35ポイントも開きがあった。このほか、東北、中国、九州の多くの県では進学率は半分に満たない状況にある。

このように、大学収容力、自県内の大学への進学割合、そして大学進学率を都道府県ごとにみると、三大都市圏と地方では依然として教育の格差が大きく広がっているということがみえてくる。

2-3 地方の私立大学を取り巻く環境の変化

三大都市圏と地方の大学を比べると、国立大学ではあまり規模の違いは大きくないが、公立大学や私立大学は規模の面で違いが大きく、さらに、私立大学では地方のほうが入学定員充足率などをみるとより厳しい環境にさらされていることが検討会議の資料から明らかとなる。

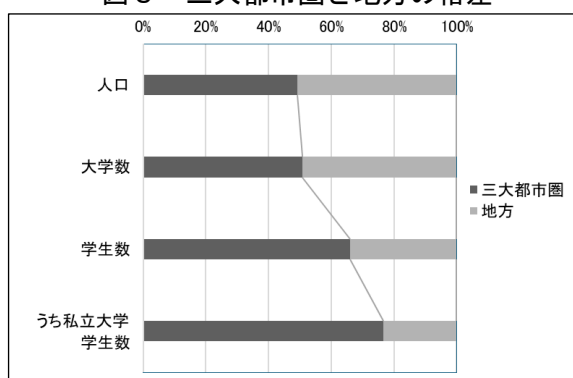
三大都市圏の大学の学生数は国公立あわせて全国の66.0%であるのに対して、私立大学に限ってみると76.7%と大都市により多くの私立大学が立地している現状がみえてくる。見方を変えれば、国公立大学は私立大学に比べると相対的に地方に多く立地しているということが学生数の状況からも読み取れる。

三大都市圏の人口は全国の49.3%、ほぼ半分

を占めている。一方、地方には私立大学の学生数の23.3%しかいない。つまり人口に占める私立大学生の割合は、三大都市圏は地方の3.4倍⁸ということになる。主に18歳から22歳前後の若者が大都市に集中している一因が大学、それも私立大学の偏在によるものであることは明らかだ。

規模の定義は前述のものと異なる⁹が、2024年度における私立大学の中の大規模大学は51校、うち9割以上の47校が三大都市圏に立地している。また、入学定員数では、この47大学だけで私立大学全体の40.6%を占めている。私立大学のうち、小規模大学についてみると入学定員数の43.9%が地方の大学で占められている。つまり大規模な私立大学は三大都市圏にほとんど集中し、一方、地方の私立大学の多くは小規模なものとなっている。学校数でみると地方の私立大学の9割近くが小規模大学だ。

図3 三大都市圏と地方の格差



出典：文部科学省「学校基本調査」（令和6年度版）ほか

入学定員充足率については、三大都市圏はこれまで100%を超えていたが、2024年度は99.87%となった。一方、地方については2021年度以降100%を切り、2024年度には92.48%となった。充足率をみると、規模が小さな私立大学ほど厳しい状況になっている。

入学定員が3,000人以上の平均は103.7%で前年度より若干上回るなど、1,000人以上の区分ではすべて100%を上回っているが、1,000人未満の区分ではすべて100%未満で、600人未満では80%台、もっとも小規模な100人未満では74.9%と充足率は4分の3程度、すなわち、定員が40人とするとう入学者数は30人にとどまっている計算となる。

小規模大学の割合が大きいこともあり、地域別にみると地方の私立大学が厳しい状況に置かれていることがより明らかになる。東京都、大阪府、福岡県が充足率については100%を上回っているのに対して、四国が76.3%と最も低く、宮城県を除く東北5県が78.1%、広島県を除く中国4県が78.3%と8割を切っている。

このように、地方の私立大学は小規模なものが大部分であり、その多くが定員割れなどによって学校運営が厳しい状況となっていることがこれらのデータからも読み取れる。

3 答申内容から地方における大学へのメッセージを読み解く

中教審の答申には様々な事項が盛り込まれている。そのどれもが多かれ少なかれ、地方の大学にも関係するものであるが、ここでは特に地方に立地する大学や自治体をはじめとする地域社会の構成員が真摯に受け止めるべきメッセージを概説する。

答申では、急速な少子化によって定員未充足や募集停止、経営破綻に追い込まれる高等教育機関が更に生じることは避けられないとの認識を示しつつ、高等教育機関の偏在の影響を直接受けるのは若者であり、社会全体にも影響を及ぼすとしている。その場しのぎではない、在り方の見直しが重要であり、問題を先送りせずに、我々の世代で解決すべきとも語っている。

知の総和の向上のために質の向上、規模の適正化、アクセスの確保と3つの政策目的を設定しているが、その中でもアクセスの確保は地方にとってもっとも重要な観点である。また、東京一極集中の是正や災害や感染症等に対するレジリエンスを有する強くしなやかな国土形成が引き続き課題となっている中で、地方の大学が、地域社会の持続的な発展をけん引しながら地方創生を推進していくことが果たすべき役割としてより重要になるという認識は単に大学関係者だけでなく、自治体や産業界や金融機関など地域のステークホルダーも共有すべきものである。

すなわち、地域の将来像について議論する際に、自治体にとって特に地元の大学は重要なパートナーとなる。一方で、高等教育に関する行政としての役割はもっぱら国であり、自治体に

はあまり関係がないという認識がこれまで自治体関係者の少なからずで共有されてきた節がある。都道府県では連携する部署を設けるなど比較的大学とのつながりはある程度保たれてきたが、多くの市町村では大学との連携は特定の部局では行われていても、全庁的な取り組みはあまりみられなかった。

この点は答申が出されたことを契機にすべての自治体が大学との連携が地域の活性化に様々な点で結びつくという認識を新たにすべきである。これは大学関係者もこれまで以上に教育研究、そして社会貢献の場として地域とのつながりの重要性を再認識すべきということである。

その一方で、高等教育機関全体の規模の適正化は避けては通れないものとなっている。大学進学率が大幅に上がることが見込めない中では、急速な少子化は大学の再編・統合や縮小、撤退は国公立の別を問わず検討せざるを得ない重たい課題である。大学自らがまずは議論すべきことではあるが、これまでもみてきたように三大都市圏に比べて充足率が低くなっている地方においては、大学だけに任せるのでは

なく、自治体など地域社会の関係者も一緒になって問題意識を共有し、議論すべき状況になっている。

答申では、私立大学の公立化については、安易な設置は避ける必要があると認識している。総論としてはその通りだろうが、自治体や地域のステークホルダーが大学の存続が地域社会の存続のためにも真に必要なものであるという共通認識があつて、住民の多くもそのように望む場合には、公立化を避ける必要はないと考える。ただ、公立化はいわゆる打ち出の小づちではない。様々な選択肢の中の一つに過ぎないのであり、公立化すればすべての問題が解決するわけではないのだ。

答申の中で、地方の立場で最も議論すべき事項が、地理的観点からのアクセス確保に関するものである。再編等を市場経済における選択に委ねるのみでは、地方における教育機会の確保に多大の支障が生じるおそれがあるという指摘はまさに的を得たものであり、極力そのような事態を避けるために地域の実情に合ったアクションを起こすべきである。答申では具体的に表1のような提案を行っている。

表1 地理的観点からのアクセス確保

ア 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
○地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
・地域構想推進プラットフォーム（仮称）（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
・地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
・国における司令塔機能の強化等
○協議体での検討を促す仕組みの整備
・国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
・コーディネーターの育成・配置等
○地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
・協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
・地域研究教育連携推進機構（仮称）（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入等
イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進
○地方創生を進めるための高等教育機関への支援
・国内留学
・学生寮整備
・サテライトキャンパス
・キャンパス移転等の取組推進等
○遠隔・オンライン教育の推進
・大学間連携による授業の共有化等

出典：答申要旨③

この中では、地域構想推進プラットフォーム（仮称）（以下「地域構想フォーム」とする）と地域研究教育連携推進機構（仮称）（以下「地域連携機構」とする）の新たな仕組みを構築することが大きな柱となっている。この点についての具体的な内容と評価については次節で述べることとする。

4 大学の目指すべき道は

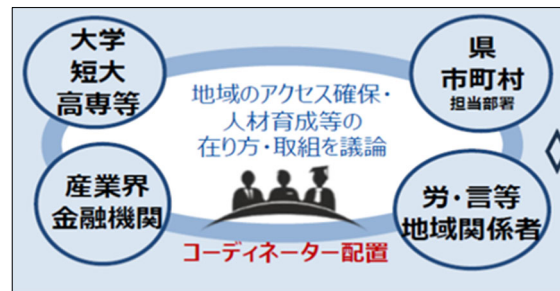
4-1 総論

地方における大学はどの程度存立可能なのか、データをみる限りでは悲観的にならざるを得ないというのが現実だろう。だが、地方こそ、大学の存在は地域社会のあらゆる面で必要不可欠なものであり、自治体は大学とともに地域の活性化に向けて真剣に取り組んでいくことが求められる。地方の大学が統廃合などによって相次いで消滅してしまえば、まさに自治体の消滅可能性も高まってしまいうだろう。そうならないために、それぞれの地域において自治体や地域社会のステークホルダー、大学が真剣に議論し、方策を考える場は不可欠となる。

地域構想フォームは、現在少なくとも273あるとされる、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための地域連携プラットフォームを発展させるものであり、地域における協議体の実質化は当然のことながら必要であると考えられる。具体的には、地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報を共有し、共通認識を深めるとともに、大学と自治体、産業界等の地域のステークホルダーが一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保などの取組みを支援することが主な役割とされている（図4）。

このような地域における協議体は他にも例はあるが、どちらかというと地域社会のいわゆるお歴々が集まるものの、実質的な議論を交わすというよりも形骸化して顔合わせが主たる目的となっているものが少なくない。人口減少をはじめとする地域を取り巻く課題の解決のために残された時間はあまりない。一方で、自治体はもちろんのこと、大学であっても十分な問題意識が共有されているとはいえないのではないだろうか。

図4 地域構想フォームのイメージ図



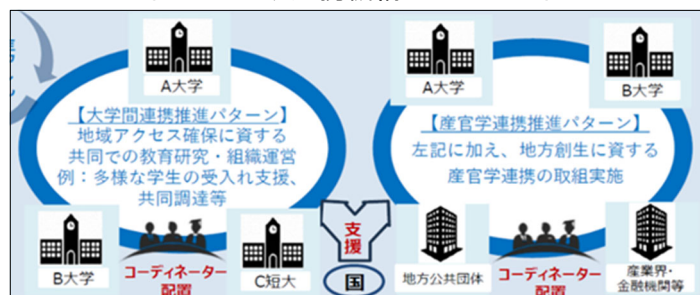
出典：答申〈参考3〉

単に組織のトップが顔を揃えるだけでは、それこそ時間の無駄となりかねない。地域構想フォームを立ち上げる場合、それぞれの組織の実行部隊ともいべき人材が議論する場を合わせて設けることが欠かせない。

答申には、議論の円滑化のためにコーディネーターの重要性が指摘されている。その通りではあるが、大学、自治体、産業界、金融機関等様々な地域社会のステークホルダーの間に入って潤滑油のような存在となり得る人材がどの程度いるのかという懸念もある。コンサル頼りではなく、地域の実情をよく理解した適材適所の人材を育成することも課題となるだろう。

一方、地域連携機構は、連携開設科目を中心とした大学等連携推進法人の取組みを発展させたもので、地域構想フォームでの議論を踏まえ、科目だけでなく、大学間での様々な業務の共同化を進めることが想定されている。具体的には入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが考えられている。また、大学間連携推進パターンに加えて、自治体や産業界なども参画する産官学連携推進パターンも考えられている（図5）。

図5 地域連携機構のイメージ図



出典：答申〈参考3〉

地域連携機構については、大学統合に向けた一里塚であるとして警戒する向きも少なくないのかもしれないが、地方における大学の状況を踏まえれば、共同化をある程度進めなければ大学の存立自体が危うくなると考えたほうが将来の展望が開けるはずだ。自治体行政では一部事務組合や広域連合を自治体間で設置し、様々な事務を共同化することが一般的に行われている。そのような事例を参照すれば抵抗感も少しは和らぐのではないだろうか。

地域連携機構がどのようなスタイルをとるかについては、地域の実情に応じて柔軟に考えるべきだろう。全県で1つの機構を作ったほうがいいところもあれば、エリアごと、あるいは大学の主たる教育分野ごとに作ったほうが機能するケースもあるだろう。画一的に進めることだけは避けるべきだ。

4-2 国立大学について

地方の国立大学の多くはその道県内で最大規模の入学定員を有し、高等教育機関の中心的な存在となっている。その意味では地域構想フォームや地域連携機構についても議論をけん引するリーダー的な存在となることが期待される。しかしながら、地方の国立大学がどれだけ危機感を持って行動することができるだろうか。おそらく学長をはじめとする執行部やその周辺にいる教職員の多くは取り組む必要性は痛感しているだろうが、大多数の教員が危機感を持っているか、正直なところ疑わしいものである。あるいは危機感を持っていても新たな行動に移せない、あるいは移す余裕がない、といったところが本音かもしれないのである。

法人化以降、教育研究費が削減され、その反面学内行政など事務的で煩雑な仕事が増え、教育研究に十分な時間がかけられないという不満の声はよく聞かれる。確かにそのような側面があることは否定できないが、改めて地方にある国立大学の役割ということを真摯に捉えて、その構成員としての使命をそれぞれの立場で果たしていかなければ、国立大学であっても厳しい状況に陥っていくだろう。地元企業よりも東京の大企業との共同研究にばかり関心が向いているという指摘を産業界から聞いたことがある。研究者としては最先端の研究は魅力的

だろうが、地元の企業を支えるということも地方の大学人としては疎かにしてはいけない使命のはずだ。国立大学に勤務し、大学改革の難しさを実感した経験を持つ者として特に気になる場所である。

4-3 公立大学について

公立大学の設置主体は自治体であり、本来であれば地域構想フォームや地域連携機構について、国立大学とともにリードしていくべき存在ではある。山梨大学と山梨県立大学では連携協定を締結し、大学アライアンスやまなしを設立し、2021年に全国初の大学等連携推進法人¹⁰に認定されている。このようにすでに先行している取組みは大いに参考とすべきである。

一方で、構成員がどれだけ危機感を共有できているかについては、国立大学とあまり状況は変わらないといえるかもしれない。国公立と一括りで捉えられることが少なくないが、設置者が自治体であるということの意味を改めて認識すべきだろう。

これまで、公立大学は国立大学に準じた存在と自他ともに認め、国立大学の取組みを参考に、といった傾向が様々な面で見られてきたが、今後の生き残りという意味でも横並びという意識を改め、独自の展開を進めていくべきではないだろうか。

例えば、アメリカの州立大学の場合、州内学生と州外学生では授業料の差を大きくつけていて、メリーランド大学の場合は4倍となっている¹¹。日本の公立大学については、入学金については域内と域外の差をつけていても、授業料については同額としている。今後の公立大学の使命は、域内の人材育成がより重要となるとすれば、アメリカのような域内外で授業料の差をつける取組みを進めて、より域内の高校生が進学しやすい環境を作るのも一案ではないだろうか¹²。

4-4 私立大学について

地方の私立大学ほど危機感を持っているところはないだろう。小規模大学が多く、充足率の低下はまさに大学の存亡にかかわる大問題である。一方で、地域社会のエッセンシャルワーカーを数多く輩出し、域内の高校生の進学先

として大きな役割を果たしているだけに、自治体にとっても特に重要な存在としてもっと認知されるべきである。

他大学に飲み込まれてしまうのでは、という危惧があるのは理解できるが、地域構想フォームや地域連携機構に積極的に関わらなければ存立の可能性は低くなってしまいうだろう。地元の国立大学や公立大学が迅速に動き出すことが望ましいが、実際にそうなるとは限らない。地方の私立大学同士がまずは連携するというのも選択肢として考えておくべきだ。もちろん、学校法人にはそれぞれの建学の精神があり、連携がそう簡単にできるものとは思われないが、お互いのリソースを相互に上手に融通しながら、効率的で効果的な学校運営につなげる工夫を模索すべきだ。

4-5 自治体及び地域のステークホルダーについて

今回の答申を、自治体及び地域社会のステークホルダーももっと自分事として受け止めるべきである。高等教育について、これまでも触れてきたように、自治体には当事者意識がほとんどなかった。もちろん、大学誘致などに熱心に取り組んだところも少なくないが、誘致が成功した後には自治体と大学は必ずしも積極的に連携してきたところばかりではない。公立大学を設置している自治体も、大学の運営には関与しても、他の私立大学との連携に熱心だったとはいえない。

地方の大学、特に私立大学の存立が地域社会の存立にもかかわってくるという強い問題意識をもって、この答申の内容を理解すべきであり、一方で、文部科学省も大学に対してだけでなく、自治体向けに積極的に情報発信すべきである。地方行政や地方財政に関しては直接的に関わってくるだけに、自治体向けに説明会が頻繁に行われているが、本答申に関して、一度地域大学振興に関する情報交換会がオンラインで実施されている。参加者をみると小規模な自治体で参加しているところもあるが、都道府県でも参加していないところがある。少なくとも地域構想フォームや地域連携機構を実効性あるものにしたいと本気で考えるのであれば、自治体や地域のステークホルダー

向けの地域構想フォームや地域連携機構に絞った説明会を対面でブロックごとに開催するなど多くの自治体の参加を促す取り組みを行うべきであり、また、自治体も積極的に参加すべきである。

4-6 三大都市圏の私立大学の在り方

三大都市圏の私立大学の中でも大規模大学は経営努力もあって、なんとか定員充足率を高い水準で維持してきたが、急速な少子化はこれらの大学にも大きな影響を及ぼすだろう。

都心の利便性を武器に地方から多くの若者を集めることが今後も考えられるが、単に市場経済に委ねるだけでは、特に東京及びその周辺の私立大学の一人勝ち状態が続き、地方の私立大学の多くは危機的な状況に陥ってしまうだろう。

そもそも、高層ビルの中の上下移動だけで一日のキャンパスライフが完結するというスタイルは大学教育にとって理想形なのだろうか。郊外の広々としたキャンパスで大学生活を送るというのは古今東西を問わず一般的なものであるはずだ。

アメリカのアイビーリーグに属する8つの大学は、すべて東海岸ではあるが、7つの州に分散している。これだけ大都市偏在でかつ、私立大学の割合が高いのは日本と隣の韓国ぐらいだ。

地方創生という観点からも、東京23区内の大学学部の収容定員を原則として増加できないこととする定員規制については、2028年4月以降もなんらかの形で維持すべきというのがおそらくは地方の総意だろう。

一方で、答申でも指摘しているように今後はオンライン教育もさらに進むことが予想され、地方の私立大学にとっては三大都市圏の私立大学で行われる講義を聴講できれば、学生にとっても意義深いものとなる。地方の私立大学と連携したり、サテライトキャンパスを地方で積極的に展開するなど一定の要件を満たす場合には規制を緩和するなど、一律ではない取り組みが強く求められる。

このほか、2024年度の入学者をみると、人文科学の学生の87.5%、社会科学の学生の88.3%といわゆる文系学部の9割近くは私立大学生で

ある（図6）¹³。また、私立大学の学生総数の半分近くが人文・社会科学となっている（図7）。この点は、三大都市圏でも同様の傾向となっていると考えられる。理系人材への社会のニーズが高まっている中で、特に私立大学の学部再編は不可避ではないだろうか。

図6 分野ごとの入学者割合
（国公立別：2024年）

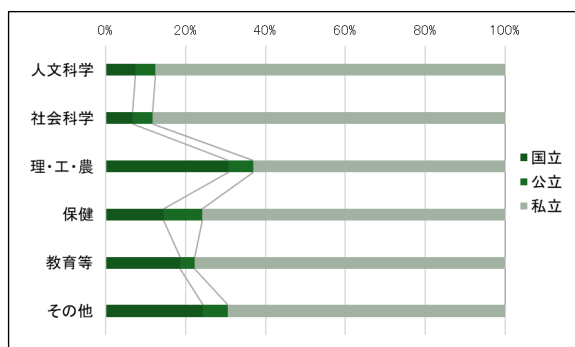
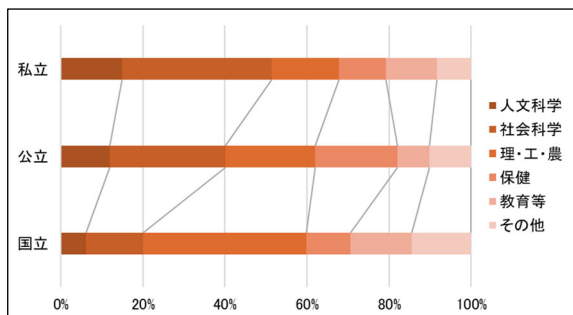


図7 国公立ごとの入学者割合
（分野ごと：2024年）



6 おわりに

少子化の流れは世界的にもヨーロッパ、そして東アジアで顕著となっている。すでに韓国や台湾、シンガポールなどでは合計特殊出生率が1を切り、日本よりも状況は深刻化している。

国の推計よりも少子化のスピードが速まることも当然考えられる。2040年に現在の定員規模の7割を大きく割り込むことも起こりえるのだ。しかし、ここ2年程度は大学進学希望者も少し増えると見込まれているため、危機感が十

分に共有されていないのが現実の姿だ。

大学冬の時代に、自治体の役割もこれまで以上に大きなものとなる。まずは答申が示した問題意識を共有すべく、この内容を関係者が理解することが第一歩となる。

人口減少社会の中で、現状をいかに守るかという意識が強くなりがちだが、ピンチをチャンスに変えるべく、攻めの姿勢も、特に地方では重要となる。大学の新設、新学部の設置はすべて認めるべきではないという声も聞かれるが、新陳代謝はどのような分野でも不可欠である。大学が進化するためにも、競争原理は一定程度必要となる。

また、本稿では触れることができなかったが、地方における短期大学が重要な役割を果たしていることも留意すべきである。

三大都市圏と地方、それぞれに相応しい大学の在り方についての議論が答申を踏まえ、各地で活発化することを切に望むものである。その際、地域社会の中核的存在である自治体が主体的に取り組むことが、地方創生を真に実りあるものとするためにも強く求められるのだ。

【参考文献】

- 田村秀（2021）『公立大学の過去・現在そして未来 持続可能な将来への展望』玉川大学出版部
- 中田晃（2020）『可能性としての公立大学政策 なぜ平成期に公立大学は急増したのか』学校経営研究会
- 日本私立学校振興・共済事業団（2024）「令和6（2024）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」
- 文部科学省「学校基本調査」（各年度版）
- 文部科学省（2021）『諸外国の高等教育』明石書店
- 文部科学省（2023）「文部科学統計要覧」（令和5年版）
- 文部科学省（2024）『諸外国の教育動向2023年度版』明石書店
- 文部科学省（2025）「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」配付資料

¹ 地方については様々な定義があるが、ここでは、大学が集中している東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、京都府、兵庫県、千葉県、埼玉県のいわゆる三大都市圏以外の39道県を地方と称することとする。

² 大阪公立大学に統合した大阪府立大学と大阪市立大学を含む。

³ 学士課程だけでなく、修士、博士課程を含む。

⁴ 大規模大学は入学定員が2,000人以上、中規模大学

は 1,000 人以上 1,999 人以下、小規模大学は 999 人以下である。

- ⁵ 大学収容力指数は当該都道府県における大学入学者数を高卒者のうち大学進学者数（前年度）で割った値を 100 倍して指標化したもので、1976 年度以降のデータが掲載されている。なお、このデータには短期大学も含まれている。
- ⁶ 出身高校所在地県の県内大学への入学者割合（対大学入学者数）のことであり（当該県の高校出身者で当該県の大学入学者数／当該県の高校出身者である大学入学者数）、1980 年度以降のデータが掲載されている。なお、このデータには短期大学も含まれている。
- ⁷ 1960 年代後半以降、当時の自治省は都道府県や政令指定都市以外の自治体による大学設置を事実上認めていなかったが、方針が転換され、1988 年に一部事務組合立で釧路公立大学が設置され、その後は一般市でも公立大学の設置が行われるようになった。

⁸ $(76.7 \div 49.3) / (23.3 \div 50.7) \approx 3.4$ となる。

⁹ 前述の定義は入学定員を基にしているが、こちらは収容定員が 8,000 人以上の大学を大規模大学、中規模大学は 4,000 人以上 7,999 人以下、小規模大学は 4,000 人未満としている。

¹⁰ 2024 年 10 月時点で 8 法人が認定されている。

¹¹ 文部科学省 2021、89 頁。

¹² このほか、私立大学ほどではないにしても、学部間の授業料を実際にかかる経費の割合を考慮して、もう少し差をつけるということも検討すべきではないだろうか。これは国立大学、公立大学の両方にいえることである。

¹³ 学校基本調査の区分のうち、教育、家政、芸術を教育等に、その他と商船をその他に再区分して掲載した。